

誘導施設の定義（詳細）

施設分類	都市レベルの誘導施設	地域レベル誘導施設
医療施設	・ 一般病床を有する病院	・ 診療所
	【病院】 医療法第 1 条の 5 【一般病床】 医療法第 7 条	【診療所】 医療法第 1 条の 5
文化施設	・ 図書館 ・ 博物館 ・ 美術館 ・ 興行場	—
	【図書館】 図書館法第 2 条第 1 項 【博物館・美術館】 博物館法第 2 条第 1 項、 博物館法第 29 条 【興行場】 興行場法第 1 条第 1 項に基づく 興行場のうち、山形県興行場法施行条例 第 2 条（興行場の構造基準）で定める定 員 200 人以上の施設	—
商業施設	・ 百貨店 ・ 総合スーパー	・ 食料品スーパー
	【百貨店・総合スーパー】 日本標準産業分 類「5611 百貨店、総合スーパー」及び 「5699 その他の各種商品小売業（従業 員が常時 50 人未満のもの）」に分類され る事業所	【食料品スーパー】日本標準産業分類「5811 各 種食料品小売業」に分類される事業所のうち、 小分類「582 野菜・果実」、「583 食肉」、「584 鮮魚」に該当する商品の全てを小売している 事業所で、食料品の小売販売額が 70%以上で、 売場面積 ^注 250m ² 以上の事業所
行政施設	・ 市役所本庁舎	—
交通拠点施設	・ 「バスベイ」に付随する建築物（待 合スペース等）	—
	【バスベイ】 自動車ターミナル法第 2 条第 4 項、第 6 項に類する施設（乗合バス等 の旅客の乗降のため、車両を同時に 2 両 以上停留させることを目的とした施設）	—

注) 売場面積とは、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。